

議案第62号

朝来市起業人財交流館条例制定について  
朝来市起業人財交流館条例を別紙のとおり定める。

令和元年11月28日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

市における地域の活力創出に資する創業支援及び定住の促進を目的とする朝来市起業人財交流館を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市起業人財交流館条例

#### (設置)

第1条 市における地域の活力創出に資する創業支援及び定住の促進を目的とし、朝来市起業人財交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

#### (位置)

第2条 交流館の位置は、朝来市和田山町竹田2487番地8とする。

#### (業務)

第3条 交流館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交流館の工房（以下「工房」という。）において行われる事業の支援に関すること。
- (2) 地域住民及び都市住民の交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

#### (開館時間)

第4条 交流館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (休館日)

第5条 交流館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

#### (工房の利用対象者)

第6条 工房を利用できるものは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 独自性及び継続性が認められる事業の創業を行うもの
- (2) 市内に定住する意思を有する者

#### (募集及び利用の許可等)

第7条 市長は、工房を利用させようとするときは、当該工房を利用しようとするものを公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による公募に対する応募があったときは、当該応募の内容を審査し、利用の許可又は不許可を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の許可に際し、交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 工房の利用期間は、前項の許可を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。ただし、利用者の申出により市長が必要と認めるときは、期間を定めて延長することができる。

#### (利用許可の制限)

第8条 市長は、工房を利用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、工房の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第9条 第7条第2項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、工場の使用料として月額10,000円を納付しなければならない。

（費用負担）

第10条 利用者は、工場の利用に当たり、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 工場の電気、ガス、水道及び下水道の使用に係る費用

(2) 廃棄物、廃液等の保管、処理等に要する費用

(3) 工場の蛍光灯、ガラス等の取替えその他軽微な修繕に要する費用

(4) 共有施設の維持、運営に要する費用

（使用料の不還付）

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、正当な理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（施設等の変更の承認）

第12条 利用者は、工場の利用に当たり改装をし、及び設備の設置又は変更をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用者の義務等）

第13条 利用者は、利用期間中その利用について必要な注意を払い、交流館を適正な状態に維持するよう努めなければならない。

2 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し活動内容及び利用の状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第14条 利用者は、工場を利用目的以外に使用し、又はその利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用条件を変更することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用許可に付した条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 使用料を3箇月以上滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、工場の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、前項の措置を受けた者が、当該措置によって損失を受けることがあってもその補償の責を負わない。

3 第1項の規定により、利用許可を取り消された者は、1箇月以内に当該施設を明け渡さなければならない。

（原状回復の義務）

第16条 利用者は、交流館の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

らない。前条の規定により、利用許可を取り消され、又は中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、その経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により交流館、附属設備及び備品等を損傷し、又は滅失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(補償責任)

第18条 停電、電磁波障害その他の事故等により交流館を利用する者の機器等が損傷した場合において、市長は、当該者に対してこれの補償は行わない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により、法人その他の団体で市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 工房の利用の許可に関する業務

(2) 交流館の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の管理上必要な業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条第2項から第4項まで、第8条、第12条、第13条第2項、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定の適用については、第4条及び第5項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条第2項から第4項まで、第8条、第12条、第13条第2項、第15条第1項及び第2項並びに第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第20条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て工房の利用料金を定めることができる。

2 前項の規定において定めた利用料金については、指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に工房を利用しているもの（以下「現利用者」という。）は、同条第2項の市長の許可を受けたものとみなし、同条第4項の規定を適用する。
- 3 第12条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、市長の許可を得て、工房の改装及び設備の設置又は変更をした現利用者は、同条の許可を受けたものとみなす。  
(準備行為)
- 4 市長は、この条例の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

## 議案第62号資料

### 朝来市起業人財交流館条例逐条解説

#### (設置)

第1条 市における地域の活力創出に資する創業支援及び定住の促進を目的とし、朝来市起業人財交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

#### 【解説】

朝来市起業人財交流館の設置について規定するもので、地域の活力創出に資する創業支援及び定住の促進を目的とするものです。

#### (位置)

第2条 交流館の位置は、朝来市和田山町竹田2487番地8とする。

#### 【解説】

交流館の位置について規定するものです。

#### (業務)

第3条 交流館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交流館の工房（以下「工房」という。）において行われる事業の支援に関すること。
- (2) 地域住民及び都市住民の交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

#### 【解説】

交流館において行う業務について規定するものです。第1条に規定する目的を達成するため、第1号では創業の場を提供することを目的とする「工房」において、そこで行われる事業の支援に関すること、第2号では交流館を訪れる地域住民及び都市住民との交流に関すること、第3号ではそのほか交流館の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務を規定し、市に定住することや地域に関わることの魅力発信を行います。

#### (開館時間)

第4条 交流館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### 【解説】

交流館の開館時間について規定するものです。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日定めることができる。

【解説】

交流館の休館日について規定するものです。

(工房の利用対象者)

第6条 工房を利用できるものは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 独自性及び継続性が認められる事業の創業を行うもの
- (2) 市内に定住する意思を有する者

【解説】

工房の利用対象者について規定するものです。独自性及び継続性のある事業を行うこと、市内に定住する意思のあること、その両方を満たすものを利用対象者とします。

(募集及び利用の許可等)

第7条 市長は、工房を利用させようとするときは、当該工房を利用しようとするものを公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による公募に対する応募があったときは、当該応募の内容を審査し、利用の許可又は不許可を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の許可に際し、交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 工房の利用期間は、前項の許可を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。ただし、利用者の申出により市長が必要と認めるときは、期間を定めて延長することができる。

【解説】

募集及び利用の許可等について規定するものです。工房の利用希望者の募集を公募により行い、応募内容を審査した上で利用の許可又は不許可を決定します。また、利用期間については、許可日から起算して5年を経過する日の月末までを限度とします。ただし、移転予定先の事情等により、期間の延長が必要な場合には、事前の申出により、必要と認めるときは期間を定めて延長することができます。

なお、応募内容の審査の方法等については、規則で定めます。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、工房を利用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、工房の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

【解説】

工房の利用許可の制限に係る要件について規定するものです。

(使用料)

第9条 第7条第2項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、工房の使用料として月額10,000円を納付しなければならない。

【解説】

交流館の使用料について規定するものです。

(費用負担)

第10条 利用者は、工房の利用に当たり、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 工房の電気、ガス、水道及び下水道の使用に係る費用
- (2) 廃棄物、廃液等の保管、処理等に要する費用
- (3) 工房の蛍光灯、ガラス等の取替えその他軽微な修繕に要する費用
- (4) 共有施設の維持、運営に要する費用

【解説】

利用者の費用負担について規定するものです。光熱水費や廃棄物処理等、軽微な修繕に係る費用や、利用者のために設けた共有施設の維持、運営に要する費用については実費負担とします。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、正当な理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【解説】

使用料の不還付について規定するものです。ただし、正当な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部の還付を可能にすることとします。

(施設等の変更の承認)

第12条 利用者は、工房の利用に当たり改装をし、及び設備の設置又は変更をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

【解説】

施設等の変更の承認について規定するものです。利用者が工房を事業で必要な設備の設置等により改装する際は、あらかじめ許可を受けて行うこととします。

(利用者の義務等)

第13条 利用者は、利用期間中その利用について必要な注意を払い、交流館を適正な状態に維持するよう努めなければならない。

2 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し活動内容及び利用の状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

【解説】

利用者の義務等について規定するものです。利用者は交流館の適正な維持管理に努めることとし、また、交流館の管理上必要な場合は、利用者へ利用状況等の報告を要求し、又は現地調査を行うことができることとします。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第14条 利用者は、工房を利用目的以外に使用し、又はその利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【解説】

交流館の目的外使用や、第三者への権利譲渡、転貸の禁止を規定するものです。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用条件を変更することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用許可に付した条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 使用料を3箇月以上滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、工房の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、前項の措置を受けた者が、当該措置によって損失を受けることがあってもその補償の責を負わない。

3 第1項の規定により、利用許可を取り消された者は、1箇月以内に当該施設を明け渡さなければならない。

【解説】

許可の取消し等について規定するものです。利用者が第1項各号に該当したときは、工房の利用許可の取消し、利用中止命令、又は利用条件の変更ができることとし、それに伴う損失を補償しないこととします。利用許可取消後には1箇月以内に施

設を明け渡さなければならないこととします。

**(原状回復の義務)**

第16条 利用者は、交流館の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用許可を取り消され、又は中止を命じられたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、その経費を負担しなければならない。

**【解説】**

利用者の原状回復の義務について規定するものです。利用者が義務を履行しないときは、市長が原状に回復するものとし、利用者はその経費を負担しなければならないこととします。

**(損害賠償)**

第17条 故意又は過失により交流館、附属設備及び備品等を損傷し、又は滅失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

**【解説】**

交流館に係る損害賠償の義務について規定するものです。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額について減額又は免除をすることができることとします。

**(補償責任)**

第18条 停電、電磁波障害その他の事故等により交流館を利用する者の機器等が損傷した場合において、市長は、当該者に対してこれの補償は行わない。

**【解説】**

補償責任について規定するものです。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により、法人その他の団体で市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 工房の利用の許可に関する業務

(2) 交流館の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の管理上必要な業務

3 指定管理者に第1項の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条第2項から第4項まで、第8条、第12条、第13条第2項、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定の適用については、第4条及び第5項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条第2項から第4項まで、第8条、第12条、第13条第2項、第15条第1項及び第2項並びに第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

#### 【解説】

指定管理者による管理について規定するものです。指定管理者に行わせる業務を定め、それに必要な条文の読み替えをしています。

休館日と開館時間については、市長の承認を得て指定管理者が変更し、それ以外の業務は、指定管理者によって行います。

(利用料金)

第20条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第9条に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て工房の利用料金を定めることができる。

2 前項の規定において定めた利用料金については、指定管理者の収入として收受させることができる。

#### 【解説】

利用料金について規定するものです。指定管理者に管理を行わせる場合には、利用料金は指定管理者が10,000円を上限として、市長の承認を得て設定します。また利用料金は指定管理者の収入として收受させるものとします。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を規定するものです。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に工房を利用しているもの（以下「現利用者」という。）は、同条第2項の市長の許可を受けたものとみなし、同条第4項の規定を適用する。

3 第12条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、市長の許可を得て、工房の改装及び設備の設置又は変更をした現利用者は、同条の許可を受けたものとみなす。

【解説】

経過措置について規定するものです。この条例の施行期日時点において工房を利用しているものは、施行期日前から市長の許可を受けたものとみなし、その日を利用期間の始期とします。施設等の変更の承認についても同様の取扱いとします。

(準備行為)

4 市長は、この条例の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

【解説】

この条例の施行期日前に指定管理者の選定等の準備行為ができる旨を規定するものです。

